

利 用 者 の た め に

1 調査の概要

(1) 調査の目的

青果物・花き集出荷機構調査（以下「本調査」という。）は、青果物（野菜・果実）及び花きの集出荷組織の状況とその動向を調査して、産地育成を始めとした生産・流通対策の推進、流通改善対策等に関する基礎資料を作成することを目的としている。

(2) 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(4) 調査対象都道府県

全国の都道府県を対象として調査を実施した。

(5) 調査対象

平成18年9月1日現在の青果物又は花きの集出荷業務を行うすべての集出荷団体（農業協同組合、任意組合等）、集出荷業者及び産地集荷市場並びに平成17年の花きの出荷金額（集出荷団体、集出荷業者又は産地集荷市場に直接出荷したものを除く。）が2,000万円以上の多量出荷農家等を調査対象としている。

(6) 調査品目

青果物・花きの集出荷状況については、平成17年産の以下の品目を対象とした。

ア 野菜（14品目）

だいこん、にんじん、ばれいしょ、さといも、はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ、きゅうり、なす、トマト、ピーマン

イ 果実（18品目）

みかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、りんご、日本なし、西洋なし、かき、びわ、もも、すもも、おうとう、うめ、ぶどう、くり、パインアップル、キウイフルーツ

ウ 花き（4類5品目）

(ア) 切り花類、きく、カーネーション、ばら、宿根かすみそう、トルコギキョウ

(イ) 球根類

(ウ) 鉢ものの類

(エ) 花壇用苗ものの類

(7) 調査期日

平成18年9月から平成18年10月に調査を実施した。

(8) 調査項目

ア 青果物

(ア) 施設等の状況

集荷場、選別場の箇所数、選別機の台数、予冷施設の種別基（室）数、貯蔵施設の種別棟数、加工施設の種別箇所数、情報提供の状況

(イ) 集出荷の状況（調査品目）

出荷量、出荷先別出荷割合、出荷形態別割合、選別の方法、選別の区分数

イ 花き

(ア) 施設等の状況

集荷場、選花機の台数、梱包機の台数、花束加工機の台数、日持ち試験室の室数、貯蔵施設の種別棟数、輸送コンテナの台数、情報提供の状況

(イ) 集出荷の状況（調査品目）

出荷量、出荷先別出荷割合、選別の方法、貯蔵施設利用割合、出荷状態別割合、出荷規格別割合

(9) 調査方法

調査票を調査客体に郵送し、統計調査員が回収する自計申告の方法又は往復郵送調査により行った。

(10) 調査の規模

野菜：2,110客体

果実：1,600客体

花き：2,990客体

(11) 集計方法

全国結果は、都道府県結果の積算により作成した。

(12) 目標（実績）精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

2 用語の解説

(1) 青果物

ア 集出荷団体

生産者から青果物の販売委託を受けて青果物を出荷する総合農協、専門農協及び有志で組織する任意組合をいう。

(ア) 総合農協

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）で定める農業協同組合のうち、一般に組合の行う事業が信用事業とその他の事業（共済、購買、販売等）を併せて行う農協共同組合をいう。

(イ) 専門農協

農業協同組合法で定める農業協同組合のうち、一般に組合で行う事業が特定作目を対象とし、あるいは1事業に限定されている農業協同組合をいう。

なお、本調査では、農業協同組合法で定められた農事組合法人が青果物を出荷している場合はここに含めた。

(ウ) 任意組合

個別生産者によって任意に組織された青果物の出荷を行う上記(ア)及び(イ)以外の団体(法人、非法人を問わない。)をいう。

イ 集出荷業者

産地で生産者などから青果物を集荷して出荷する産地仲買人、産地問屋等をいう。

なお、産地集荷市場に上場されたものを買い取って他市場に出荷することを主とする業者も含めた。

ウ 産地集荷市場

青果物を集荷し、消費都市に出荷する目的で産地に開設されている市場をいう。

エ 出荷量

青果物を生食用又は加工用として販売したものの量をいう。このため、種子用又は飼料用として販売されたものは含んでいない。

オ 出荷形態

青果物を卸売市場等に出荷する場合の形態をいう。

(ア) 段ボール

青果物を出荷することを目的として作成された段ボールに梱包し出荷するものをいう。

(イ) コンテナ

青果物を出荷することを目的として容器の再利用が可能なプラスチックや金属で作成された容器に梱包し出荷するものをいう。

(ウ) その他

段ボール、コンテナ以外の容器（ネットや紙袋等）で梱包等をし出荷するものをいう。

カ 選別方法

青果物を卸売市場等に出荷する場合の選別規格の選別方法をいう。

(ア) 個別選別

青果物生産者が独自の選別規格に基づき調整選別を行い出荷するものをいう。

(イ) 共同選別

一定の選別規格に基づき調整選別を行い出荷するものをいう。

a 手選別

集出荷組織が定めた選別規格に基づき機械を用いずに調整選別を行い出荷するものをいう。なお、一定の規格に基づき生産者が選別調整を行った後、集出荷組織の検査を経て出荷するものもここに含めた。

b 機械選別

一定の選別規格に基づき機械を用いて調整選別を行い出荷するものをいう。

なお、工程の一部（重量、大きさの選別等）のみ機械を用いた調整選別を行うものもここに含めた。

キ 施設等の保有

青果物の集荷、調整選別、貯蔵等に用いる集出荷施設及び機械をいう。

(ア) 集荷場

青果物の集荷のために用いる屋根のある集荷場及び荷造場をいう。

なお、生産者があらかじめ選別の工程の一部を行い持ち込んだものについて、主として検査、格付けを行う手選別場もここに含めた。

(イ) 選別場

青果物の選別（果）に用いる建物をいい、選別機の有無により手選別場、機械選別場に区分した。

(ウ) 選別機

青果物の選別（重量、大きさ、色、傷、形状、内部品質等）に用いる機械をいう。

(エ) 予冷施設

青果物を市場等に輸送又は貯蔵する前に所定の温度まで冷却するための施設をいう。

a 真空冷却式

タンク内の圧力を下げて、水分の蒸発時の潜熱を利用して品温を下げる方式の予冷施設をいう。

b 差圧冷却式

容器の相対する２側面に孔を開けて通気性をもたせ、圧力ファンによって冷気を孔に入れて品温を下げる方式の予冷施設をいう。

c 強制通風式

ファンにより室内に冷気を循環させて品温を下げる方式の予冷施設をいう。

(オ) 貯蔵施設

青果物を市場等に出荷するまで一時貯蔵するための施設をいう。

a 普通倉庫

パネル、プレハブ等で造成されたもので空調設備のない貯蔵施設をいう。

b 低温貯蔵庫

低温で比較的長時間貯蔵できる貯蔵施設をいう。

なお、高冷地の自然環境を利用して貯蔵する貯蔵施設及び低温倉庫もここに含めた。

c CA貯蔵庫

貯蔵庫内のガス濃度を調整して、青果物の貯蔵性を高める設備のある貯蔵施設をいう。

(カ) 加工施設

青果物を加工するための施設をいう。

a 缶・瓶詰

青果物を原料として、ほぼ原型に近似した形態で調理又は調味し、缶・瓶詰製品（カップ製品を含む。）にしたもの及び缶・瓶詰用素材を目的とした中間加工品を製造する加工施設をいう。

b 漬物

青果物を原料として、調味料を添加した漬物類であって、缶・瓶詰、その他の包装製品（包装（容器）の形態は問わない。）にしたもの及び漬物用素材を目的とした中間加工品を製造する加工施設をいう。

c 果汁

青果物を原料とするジュース、原果汁、濃縮果汁等であって、缶・瓶詰、その他の包装製品（包装（容器）の形態は問わない。）にしたもの及び果汁用素材を目的とした中間加工品を製造する加工施設をいう。

d カット処理

青果物を原料とし、皮むきや千切り等、前処理された中間加工品を製造する加工施設をいう。

e パッケージング

青果物を真空包装、結束、袋詰め、トレー詰め等を行う加工施設をいう。

f 冷凍

青果物を原料として、選別、洗浄、不可食部分の除去、整形等の前処理及びブランチングを行ったものを凍結し、包装及び凍結したまま保持したもので、簡便な調理をし、又はしないで食用に供される中間加工品を製造する加工施設をいう。

g その他

上記 a ～ f 以外の加工施設をいう。例えば、乾燥した加工品やコロッケ、ギョウザ等の調理冷凍食品等及びそれらの用を目的とした中間加工品を製造する施設をいう。

(キ) 選別区分

青果物を一定の基準（大きさ、重量、品質等）により選別する区分をいう。

a 階級

青果物の大きさや重量の基準（L、M、Sや1ケースに入る玉数等）の区分をいう。

b 等級

青果物の品質の良否（品質の良否によるA、Bや秀、優等）の区分をいう。

(ク) 出荷先

a 卸売市場

中央・地方及びその他の卸売市場をいう。

b 小売店

スーパー、デパート、生協などを含めた小売店をいう。

c 加工業者

加工場又は加工を目的とする業者をいう。

d 外食産業等業者向け

レストラン、ファーストフード、学校給食、ホテル、病院給食、総菜等の外・中食等業者をいう。

e 消費者への直接販売

直接消費者へ販売したもので、直売所や宅配便等で販売したものをいう。

f その他

上記 a ～ e 以外に出荷したものをいう。例えば、産地集荷市場、産地問屋、流通業者等へ出荷したものをいう。

(2) 花 き

ア 集出荷団体

生産者から花きの販売委託を受けて花きを出荷する総合農協、専門農協及び有志で組織する任意組合をいう。

(ア) 総合農協

「(1) 青果物 アの(ア)」に準ずる。

(イ) 専門農協

「(1) 青果物 アの(イ)」に準ずる。

(ウ) 任意組合

個別生産者によって任意に組織された花きの出荷を行う上記(ア)及び(イ)以外の団体（法人、非法人を問わない。）をいう。

イ 集出荷業者

産地で生産者などから花きを集荷して出荷する産地仲買人、産地問屋等をいう。

なお、産地集荷市場に上場されたものを買い取って他市場に出荷することを主とする業者も含めた。

ウ 産地集荷市場

花きを集荷し、消費都市に出荷する目的で産地に開設されている市場をいう。

エ 多量出荷農家等

多量出荷農家、協業経営体及び会社をいう。

(ア) 多量出荷農家

花きを出荷する農家のうち、花きの出荷金額（集出荷団体、集出荷業者、産地集荷市場に出荷したものは除く。）が年間2,000万円以上ある農家をいう。

(イ) 協業経営体

法人格の有無にかかわらず、2戸以上の世帯が農業経営に関係し、栽培、販売、収支決算等一切の過程を共同で行い、収益を分配しているものをいい、花きの出荷金額が年間2,000万円以上あるものをいう。

なお、農地法（昭和27年法律第229号）上の手続きを経て農地を取得している会社組織もここに含めた。

(ウ) 会 社

農地法上の適用を受けていない土地で農業経営を営んでいる会社組織をいい、花きの出荷金額が年間2,000万円以上あるものをいう。

オ 施設等の保有

花きの集荷用施設及び機械をいう。

(ア) 集荷場

花きの集荷のために用いる屋根のある集荷場及び荷造場をいう。

なお、生産者があらかじめ選花・選別、梱包の工程を行って持ち込み検査、格付けのみ行う選花・選別場であってもここに含めた。

(イ) 選花機（切り花）

切り花類の長さや重さ等により選花する機械をいう。

(ウ) 梱包機

結束機、下葉取機、フラワーカッター等の梱包作業のために使用する機械をいう。

(エ) 花束加工機

切り花類の茎長のカット、葉落し、結束、袋詰を行う機械をいう。

(オ) 日持ち試験室

花きは何日位保つかを調べて販売するために使用する試験室をいう。

(カ) 貯蔵施設

花きを貯蔵することに利用している施設をいう。

a 予冷庫

花きを輸送又は貯蔵する前に、所定の温度まで冷却するための貯蔵施設をいう。

b 普通倉庫

空調設備のない貯蔵施設をいう。

c 低温貯蔵庫

低温で貯蔵できる施設をいう。

なお、高冷地の自然環境を利用して貯蔵する貯蔵施設及び低温倉庫もここに含めた。

d C A貯蔵庫

貯蔵庫内のガス濃度を調節して、花きの貯蔵性を高める設備のある貯蔵施設をいう。

(キ) 輸送用コンテナ

トラック等に積替えを行わずに直接積載可能なコンテナ及びカーゴをいう。うち、冷蔵型を区分する。

なお、冷蔵型とは、花きの低温維持を目的としたものでいわゆる保冷（熱伝導率の低い断熱シート等で保冷能力をもっているもの。）及び冷蔵（冷蔵を保有するもの。）能力を保持するものをいう。

(ク) 出荷先

a 卸売市場

中央・地方及びその他の卸売市場をいう。

なお、青果物卸売市場において花きを取り扱っている場合もここに含める。

b 小売店

スーパー、デパート、生協等を含めた小売店をいう。

(a) 花き専門店

花きを専門に扱う生花店、園芸店をいう。

(b) ホームセンター

日曜大工用品などの住関連商品のみならず、家庭用品、日用雑貨、自動車関連商品、園芸用品などの生活素材を幅広く扱う店舗をいう。

(c) スーパー

日用雑貨、食品、衣料、電化製品等リーズナブルな価格で購入できる総合店舗をいう。

c 花束加工業者

花束を加工しスーパー等へ販売する業者をいう。

d 冠婚葬祭等業者向け

冠婚葬祭業者、ホテル、イベント業者等をいう。

e 貸鉢・造園業者

鉢もののリース業者、公（庭）園等の造園業者をいう。

f 直接販売

直接消費者へ販売したもので、直売所や宅配便等で販売したものをいう。

(a) インターネット

インターネットで直接消費者から注文を受けて取引したものをいう。

(b) 直売所

農産物を直接消費者に販売する場所等をいう。

g その他

上記 a ～ f 以外に出荷したものをいう。産地集荷市場、産地問屋、流通業者等へ出荷したものをいう。

3 利用上の注意

(1) 統計数値の四捨五入について

統計数値の四捨五入方法は、以下のとおりである。

なお、計と内訳が一致しない場合があるのは、四捨五入のためである。

原 数		7 けた以上 (100万以上)	6 けた (10万)	5 けた (万)	4 けた (1 000)	3 けた以下 (100以下)
四捨五入するけた（下から）		3 けた	2 けた		1 けた	四捨五入しない
例	四 捨 五 入 す る 前 （ 原 数 ）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した数値（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(2) この統計表で使用した符号は、次のとおりである。

「 0 」 ： 単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t）

「 - 」 ： 事実のないもの

「…」 ： 事実不詳又は調査を欠くもの

「 x 」 ： 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

(3) 秘匿方法について

統計調査結果について、調査対象数が3未満の場合には調査結果の秘密保護の観点から、該当結果を「 x 」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差し引きにより該当結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「 x 」表示としている。

(4) 本統計の累年データについて

農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「作付面積・生産量、家畜の頭数など」、品目別分類の「野菜」、「果樹」、「花き」でご覧になれます。

【[http : //www.maff.go.jp/ j /tokei/](http://www.maff.go.jp/j/tokei/)】

(5) 連絡先

農林水産省 大臣官房統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班

電話 03（3502）8111 内線3680

03（6744）2044 （直通）